

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 伊 藤 彬

#### 北上地区消防組合規則第 4 号

#### 北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の支給日)</p> <p>第 2 条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年条例第 7 号。以下「給与条例」という。）第 6 条第 2 項に規定する給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年北上地区消防組合条例第 3 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 9 条に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その翌日以後の日であつて、15日に最も近い<u>土曜日、日曜日</u>又は休日でない日とする。</p> <p>(給料月額の端数計算)</p> <p>第 5 条の 2 <u>給与条例第 5 条の 2 に規定する育児短時間勤務職</u></p>	<p>(給与の支給日)</p> <p>第 2 条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年<u>北上地区消防組合条例</u>第 7 号。以下「給与条例」という。）第 6 条第 2 項に規定する給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年北上地区消防組合条例第 3 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 9 条に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その翌日以後の日であつて、15日に最も近い<u>日曜日、土曜日</u>又は休日でない日とする。</p> <p>(給料月額の端数計算)</p> <p>第 5 条の 2 <u>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定め</u></p>

員等について、同条に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(特殊勤務記録簿等)

第10条 任命権者は、特殊勤務手当の支給に当たっては、当該勤務の状況を記録しておかなければならない。

第12条 月額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員が、有給休暇（勤務時間等条例第11条に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。）、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかつた日数（欠勤（給与条例第15条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。）及び介護休暇（勤務時間等条例第14条に規定する介護休暇をいう。）により勤務しなかつた日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等（給与条例第19条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。）を除く。）の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により算出する。

第13条 前条に規定するもののほか月額で定められている特殊

る規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 給与条例第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）

(2) 給与条例第5条の2第2項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

(特殊勤務記録簿等)

第10条 任命権者は、特殊勤務手当及び夜間勤務手当の支給に当たっては、当該勤務の状況を記録しておかなければならない。

第12条及び第13条 削除

勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 月額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員が死亡した場合における第1項の規定の適用については、退職とみなす。

(時間外勤務手当等記録簿)

第14条 任命権者は、時間外勤務等命令記録簿(様式第3号)を作成し、職員が時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務又は夜間勤務をした場合は、当該勤務の事実をそれぞれ記録しなければならない。

(時間外勤務手当等の支給)

第15条 時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、職員が退職し、又は死亡した場合には、その退職し又は死亡した日までの分をその際支給する。

(時間外勤務等記録簿)

第14条 任命権者は、時間外勤務等記録簿(様式第3号の1及び様式第3号の2)を作成し、職員の時間外勤務、時間外勤務代休時間(勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)、時間外勤務代休時間にした勤務又は休日勤務について、当該勤務等の事実をそれぞれ記録しなければならない。

(時間外勤務手当等の支給)

第15条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、職員が退職し、又は死亡した場合には、その退職し又は死亡した日までの分をその際支給する。

2 職員が勤務時間等条例第8条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間等条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

(時間外勤務手当等の支給割合)

第16条の2 [略]

2 給与条例第16条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

3 [略]

(時間外勤務手当等の支給割合)

第16条の2 [略]

2 給与条例第16条第3項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 正規の勤務時間（勤務時間等条例第5条から第8条までの規定による正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超える場合において、その60時間を超えて勤務した全時間 100分の50（時間外勤務代休時間を指定された場合であって、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときにおいて、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、100分の25）

(2) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えない全時間 100分の25

3 [略]

（給与条例第16条第3項の規則で定める勤務）

第16条の3 給与条例第16条第5項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（任命権者が定める職員を除く。）  
当該月における日曜日

(給与の減額)

第17条 給与条例第15条第1項、勤務時間等条例第14条第3項又は北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号）第19条の規定により、その給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第16条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 給与条例第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分とする。

2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た額から、7時間45分に18を乗じて

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第4条の規定の適用を受ける職員として勤務した者 週休日のうち、あらかじめ任命権者が定めた日

(3) 当該月における週休日の振替（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年北上地区消防組合規則第3号）第3条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が第1号又は第2号の日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）に変更された日

(給与の減額)

第17条 給与条例第15条第1項、勤務時間等条例第15条第3項又は北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号）第19条の規定により、その給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第16条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 給与条例第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。

2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た額から、7時間45分（育児短時間

得た時間を減じた額とする。ただし、勤務時間等条例第3条 ただし書きの規定に基づき 勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

様式第3号（第14条関係）

[略]

勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じて得た時間を減じた額とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき 週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

様式第3号の1（第14条関係）

別紙のとおり

様式第3号の2（第14条関係）

別紙のとおり

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号を削り、様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の1 (第14条関係)

時 間 外 勤 務 等 記 録 簿

所属					職					共済番号			氏名		
命令者印	勤務すべき時間				勤務の区分						従事事務の内容	確認印			
	月日	曜日	区分	勤務時間	時間外勤務				累計時間 (日を除く)	休日勤務		係長	担当者		
					125 100	135 100	150 100	160 100							
から	まで	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分						
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											
			当・非 土・日	から まで											

※ 累計時間欄が60時間を超えた場合は、様式第3号の2へ記入する。





附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。